

令和4年度 那須町議会基本条例の検証結果について

那須町議会基本条例第20条の規定に基づき、令和3年度の検証結果を取りまとめました。

【評価凡例】 A：達成できたもの B：できている（ただし、更なる努力を要する） C：できていない（検討を要する） D：条文を改正する E：その他 -：評価の対象としない

条	項	号	条文	評価	取組状況と課題	今後の対策
			<p>那須町民(以下「町民」という。)から直接選挙で選ばれた議員で構成される那須町議会(以下「議会」という。)は、同じく町民から選挙で選ばれた那須町長(以下「町長」という。)とともに、二元代表制のもとで代表機関を構成し、それぞれが町民の負託に応える活動をしなければならない。議会は、合議機関として町民の意思を町政に的確に反映しなければならない。自らの責務を自覚し民主主義の発展と町民の福祉の向上のため、果たすべき役割は将来においてますます大きくなる。</p> <p>このため議会は、町民の多様な意見等を代表できる合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、町民の積極的な参加を求めていくことが必要である。</p> <p>更に議会は、そのもてる力を存分に駆使して、自治体事務の計画、立案、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議を通して、これら論点、争点を発見し公開することは討論の場である議会の第一の使命である。</p> <p>このような認識のもと、議会は、豊かな自然に恵まれている那須町を将来の世代に継承しつつ、未来に向けた新たな価値の創造に向けて、不断の努力を重ねるとともに町民の負託に応えるため、議会における最高規範として那須町議会基本条例を制定する。</p>	-	<p>○R3.12に見直しを行った。</p> <p>○課題等については各条項で検証済み。</p>	-

条 項 号	条文	評価	取組状況と課題	今後の対策
1 - -	この条例は、二元代表制と分権時代にふさわしい住民自治の視点から、議会及び議員の活動並びに議会運営の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、町民の負託に的確に応え、開かれた議会運営を実現し、町民の福祉の向上及び那須町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「町民の福祉の向上及び那須町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与する」は条例の目的なのか。何か足りない。</li> <li>○規定の仕方を検討する必要がある。</li> </ul>	-
2 1 -	議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公平性、公正性、透明性を重んじ町民の多様な意見を把握し、開かれた議会運営に努めるものとする。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会報告会、個人活動、一般質問、所管事務調査を行い、町民の把握に努めた。</li> <li>○公表されていない事項があり、開かれた議会運営について課題がある。</li> <li>○町ホームページで活動を公表している。</li> <li>○議会報告会(意見交換会)への参加者数が少ない。</li> <li>○町HPの閲覧者が少ない。</li> <li>○委員会の議事録（要点記録でも可）を作成し公開する。</li> <li>○ライブ中継の必要性について検討する。</li> <li>○委員会の録画公開及びライブ中継を検討する。</li> <li>○議会報告会の目的は政策提言に限定しない。開催時期を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員会の議事録（要点記録でも可）を作成し公開する。</li> <li>○ライブ中継の必要性について検討する。</li> <li>○委員会の録画公開及びライブ中継を検討する。</li> <li>○議会報告会の開催目的を政策提言に限定せずに開催する。議会報告会の開催時期を再検討する。</li> </ul>
2 2 -	議会は、町民本位の立場から、町政の執行状況を監視し、議会提案による政策立案等の強化に努めるものとする。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議員提案等により政策立案を行っている。</li> <li>○付帯決議も活発にできていない。中には必要があるものがある。</li> </ul>	-
2 3 -	議会は、常に町民の視点に沿った議会運営に努めるものとする。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会全体では議会報告会（意見交換会）で、議員個人では各地域の意見を聴いて議会運営を行っている。</li> <li>○重要なことについては町民の意見を聞いている。</li> <li>○陳情者の陳述機会を設け意見を聞くようにした。</li> </ul>	-

条	項	号	条文	評価	取組状況と課題	今後の対策
2	4	-	議会議長(以下「議長」という。)は、議会運営に関し、那須町議会傍聴規則(昭和57年議会規則第3号)及び那須町議会委員会傍聴規程(平成24年告示第1号)により、町民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等の議会運営に努めるものとする。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会録画配信、参考人制度、定例会前後の議運、全協日程周知を行っている。</li> <li>○質疑応答は1問1答で行なっている。</li> <li>○会議後、町民の発言機会を設ける場をつくる必要がある。</li> </ul>	-
2	5	-	議会は、政策決定を行うとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政策評価に資する審議に努めるとあるが、町の計画、事業について、制度的に実績評価はなされていない。</li> <li>○町の重要な条例の検証もできていない。</li> <li>○町条例の見直し、町の事務事業評価もできていない。</li> <li>○町の予算について、町の事務事業評価がないため適切な予算審査ができない。</li> <li>○町振興計画を踏まえた施策の実施状況及び町振興計画を踏まえた事務事業評価を議会に提示するよう求める。</li> </ul>	○町振興計画を踏まえた施策の実施状況及び町振興計画を踏まえた事務事業評価を議会に提示するよう求める。
3	1	-	議員は、議会が言論の府であること及び合議機関であることを十分認識し、議員相互の自由かつ達な討議を重んじ活動しなければならない。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請願陳情の審査及び通常開催の委員会において議員間討議を積極的に行った。</li> <li>○十分とは言えないが、合議機関であることは各自認識している。自由闊達な討議はできている。当選時よりは進んでいる。</li> <li>○討議はある程度できているが、合意形成はできていない。主張が強く折れない場合もある。</li> <li>○議員間討議ができており良い傾向。なんのために討議するか、合意形成をはかることが大切。自分の意見を譲らず合意形成が至らない場合もある。許容できる部分を見いだしていくことが大切。今後の課題。</li> <li>○議員間討議のさらなる活発化を図る。</li> <li>○合意形成を目標に、討議のさらなる活発化を図る。</li> <li>○主張が折れない部分があったので、合意点を見つけられるよう努める。</li> <li>○妥協案、代替案を探る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議員討議実施要綱に基づく議員間討議を活発化するため、同要綱の適切な運用に心がける。特に討議開始がスムーズに行われるよう運用に心がける。</li> <li>○委員会でもしっかりと議員間討議を行う。</li> </ul>

条 項 号	条文	評価	取組状況と課題	今後の対策
3 2 -	議員は、町政の課題全般について、町民の意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の負託に応え活動しなければならない。	B	○自治会や農業委員会と意見交換会を開催し、積極的に町民の意見等の把握に努めた。○町民の意見把握は、コロナ禍で町民を集める機会が少なく、ある程度の範囲しか聞けていない。的確に把握するまではできていないと思う。○町政課題全般について、個人が努力しなければならない。個人の得意分野はあるが、そこまで至らない。○議会意見交換会が主であり、個人的には、支持者と合うようにしているが、至らない部分もある。○自己能力の高める不断の研鑽ができているか疑問。○課題に対し、民文では、町民や関係者の意見を聞き、調査し、活動してきた。○委員会、個人とも課題をもって調査していくことが必要。一般質問に積極的に取り組むことが自己研鑽につながる。○民文としては、課題について、調査、質問に繋げることができた。○個人的には、支持者と極力合うようにしているので、活動出来ているところもある。○オールラウンドプレイヤーになるのは、なかなか難しい。一般質問についても専門的に勉強しないといけないこともある。○民文ということであれば、必要に応じて関係者から話を聞いたりして、自己研鑽もしているので、行っているということではないか。○民意を吸収するために一人でも多くの町民と対話する。○各種団体と広く意見交換の機会を設ける。○自分の足で町民の意見を聞いて歩く。○自治会、農業委員会のみしか行っていない。それ以外の団体に、こちらから出向く。町内会等の集いに積極的に参加して意見を聞く。○コロナもあるが、幅広い団体と意見交換の場を設ける。○若い人からの意見を聞く機会が少ない、もっと積極的に取りに行く必要がある。○自治会、農業委員会、高齢者、保護者会などの意見を聞く。○腰を低くして、意見を聞く。4hクラブなど、地元の認定農業者との話し合い、漆塚基盤整備を行った土地改良区との話し合いを行う。○自己の個々の研鑽を図る。	○今まで行っていない団体や若い世代との意見交換会（意見の聴取）の開催に努める。 ○議員個人においても意見を踏まえた活動を行う。
3 3 -	議員は、一部団体や地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。	A	○特に問題となる活動はなく、町議員として適切に活動した。 ○身近な人の意見を聞くとどうしても個人の意見になってしまう。 ○族議員にならないように注意して活動してきたと思う。 ○民文の課題をみると、各世代の意見を幅広く聴くことができたと思う。	-
3 4 -	議員は、議会活動に関する情報を積極的に町民に公開し、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	B	○意見交換会を行った相手団体に対し議会の考えを文書で報告した。 ○議会だよりや町HPに委員会活動を公表し情報公開に努めた。 ○個人の報告会もやっているが、コロナ等でなかなか出来ない。 ○個人の活動を町民に発信するため、SNSを活用している議員も多い。大事な活動である。議員の活動が見えないと言われる中でそういう活動も必要。 ○議会として議員の活動を情報開示できているか疑問 ○個人で、活動報告を作成し配付している。 ○本会議も録画放映であり、他の議会のほとんどがライブ中継。情報開示が十分でないと言える。 ○町民への説明責任を果たすうえでの情報公開とはどういうものなのか。SNSの利用も必要。 ○各議員としては不十分である。支持者や地元住民に積極的に情報公開できたかどうか課題。説明責任が果たせていない。 ○町民に対する説明責任を十分に果たすよう努力する。 ○議員個人が積極的に説明責任を果たすよう努力する。	○議員個人が積極的に説明責任を果たすよう努める。

条 項 号	条文	評価	取組状況と課題	今後の対策
4 1	議会は、町民の多様な意見を把握し、議会活動に反映することができるよう町民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○反映していると思うが、さらに広く町民の多様な意見を聞いているとは言えない。更なる町民との対話は必要</li> <li>○特に子育て世代や若者の意見を聞けていない。</li> <li>○学童クラブで保護者の意見についても偏った意見しか聞いていない。執行部から「本当に多くの意見ですか」と聞かれたときに「そうです」と言えない気がする。</li> <li>○町民の議会参加の機会の確保について、広報モニターがあるが、不足している。</li> <li>○子ども議会、女性議会、模擬議会も必要。必要かどうかという議論も必要。</li> <li>○議会モニター制度の導入の検討する。</li> <li>○休憩時間に傍聴者に意見を聞く機会を設ける。</li> <li>○子ども議会、女性議会、模擬議会を開催する。</li> <li>○声子育て世代や若者などを出さない町民の意見を聞く機会を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会モニター制度の導入を検討する。</li> <li>○休憩時間に会議傍聴者に意見を聞く機会を設けることを検討する。</li> <li>○子ども議会、女性議会、模擬議会の開催する。</li> <li>○子育て世代や若者など声が届きにくい町民の意見を聞く機会を設ける。</li> </ul>
4 2	議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2に規定する学識経験者などによる専門的調査の活用並びに法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度を活用して町民等の意見を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ケアラー支援条例の制定や議会基本条例の改定の際、専門家や参考人制度を活用した。</li> <li>○通常の議会改革や政策形成などにおいて、大学教授やマニフェスト研究所などの活用には至っていない。</li> </ul>	-
4 3	議会は、請願及び陳情を町民等の政策提案と位置づけ、その審議において必要と認めるときは、提案者の意見を聴く機会を設けるように努めるものとする。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○陳情者の意見陳述の機会を設け実施できている。</li> <li>○例規化するなど制度化には至っていない。申し合わせにとどまっている。</li> </ul>	-
4 4	議会は、町民に対して議案等に対する各議員の意思を議会広報で公表する等、議員活動を的確に評価できる情報を提供できるように努めるものとする。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会だよりで審議結果を公表している。討論は載せていない場合がある。</li> <li>○議員活動を的確に評価できる情報が少ない。</li> <li>○議員ウォッチングのような取り組みもいい。賛否もあるが、年に1回でもあると良い。</li> <li>○一般質問も公表しているが、充実が必要。質問者のコメントがあってもいい。</li> <li>○委員活動を町HPで公表する。</li> <li>○町HPで議員の紹介を充実する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員会活動を町HPで公表する。</li> <li>○町HPにおける議員の紹介を充実する。</li> </ul>

条	項	号	条文	評価	取組状況と課題	今後の対策
4	5	-	議会は、議会費の使途を議会広報等により町民に公表できるように努めるものとする。	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公表できていない。議会だよりで公表してはどうか。</li> <li>○議会費の使途を町HPで公表する。</li> </ul>	○議会費の使途を町HPで公表する。
5	1	-	議会は、町民の多様な意見を把握し、町政に反映するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催するものとする。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会報告会は、毎年開催している。</li> <li>○参加者が少なく、偏りがある。多様な意見の把握が課題。</li> <li>○質自体に問題がある。</li> <li>○条文を見直す。</li> </ul>	○条文を見直す。
5	2	-	議会報告会に関することは、別に定める。	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定めた形跡はあるが、運用されておらず、別に定めているとは言えない。</li> <li>○報告会に関する規定を整備する。</li> </ul>	○議会報告会に関する規定を整備する。
6	1	-	議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会を原則公開とする。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公開で行っている。</li> <li>○公開して開催しているが、実際には傍聴者がいない。</li> <li>○委員会で何を行っているか知られていない。委員会が何をやっているかを知ってもらう必要がある。</li> <li>○議会改革度ランキングでは情報公開が那須町は低い。</li> <li>○公開で行っていることを知らない人がいる。</li> <li>○議会だよりで委員会活動の報告の充実化を図る。</li> <li>○委員会開催の知る手立てを工夫する。SNSの利用も案の一つ。</li> <li>○オンライン開催、録画配信、議事録(一部作成)の作成・公開が必要。</li> <li>○議会だよりに委員会の予定は入れていない。議論の中身がわかっているれば傍聴者の増加につながる。</li> <li>○議会だよりの臨時号をA4→A3両面にできなか。一般質問の内容を詳細に載せて配布してはどうか。</li> <li>○質問の内容の充実も必要。</li> </ul>	○委員会を計画的に開催し、開催内容を事前に公開する。

条項号	条文	評価	取組状況と課題	今後の対策
6 2 -	議会は、前項における会議の開催日時を事前に広く周知できるよう努めるものとする。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町HPで周知している。</li> <li>○公表しても見ている人はいないかもしれない、議会報告会などで周知しては。</li> <li>○定例会は年間スケジュールは決まっているが、次の委員会会議が不定期であるので町HP以外は難しい。各議員が口頭で周知するなどしかない。</li> <li>○次の月の日程くらいは決めて周知するなど計画的に開催する必要がある。</li> <li>○現在の周知の方法で最善は尽くしている。</li> <li>○傍聴者の利用増加を図るため、委員会情報を早めにお知らせする。</li> <li>○計画的に委員会を開催する。</li> <li>○次の月の日程くらいは決めて周知するなど計画的に委員会を開催する。</li> <li>○議会だよりのスケジュールの見方を広報で周知する。</li> </ul>	○委員会を計画的に開催するとともに、開催内容を事前に公開する。
7 1 -	議会と町長等との関係は、独立して対等な立場で、均衡と調和の保持に努めるものとする。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○互いに緊張感をもって取り組むことができた。</li> <li>○ななああではダメであるが、対立もよくない。</li> <li>○今回の補正予算に対する審議はまさにこれ。できている。努力はさらに必要であるが。</li> <li>○議会より先にマスコミ情報が流れたこともあったが注意した。ある程度できている。</li> <li>○もう少し町執行部と議会と活発な議論が必要。</li> <li>○議長、副議長による町長等との意思疎通を強化してはどうか。</li> </ul>	-
7 2 -	議会の本会議における議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一般質問については一問一答の方式で行うものとする。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的に一問一答に取り組んでいる。</li> <li>○基本的にはできている。指摘されることはあるが、議運で厳しくチェックしている。</li> <li>○一問一答に終わりにしないようにしなければならない。深掘りも必要だが、少ない。</li> <li>○議運の反省もその場で終わっている</li> <li>○一問一答の方がわかりやすい。</li> </ul>	-
7 3 -	議長から本会議、常任委員会、特別委員会等への出席を要請された町長等は、議員の質疑又は質問に対して論点及び争点の明確化を図るため、議員の質問等に対して反問することができる。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○反問権は認めているが実際の行使はなかった。</li> <li>○執行部に知らせており、過去の例もありある程度できている。</li> <li>○懇談会でも反問があった。</li> <li>○別に反論権もある。中身を確認するのではない。葉山町は反問権を拡大解釈して運用している。執行部が別の考えを述べる機会を与えていいと思う。まだ、早いとのことで導入を見送っている。</li> <li>○葉山町は町長が議員に事前に相談をしているときがある。那須町もそうすれぱと思う。</li> <li>○反論はほばない。</li> <li>○遠慮せずを使用していただく。</li> </ul>	-

条項号	条文	評価	取組状況と課題	今後の対策
8 1 -	議会は、町長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて、政策水準の一層の向上を図るため、町長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要求は行っており、事前説明があるが、一部満たされたいない部分がある。</li> <li>○町計画については事前に情報提供されるようにした。</li> <li>○必要な情報は求めているが、回答が得られず不十分な部分もある。</li> <li>○予算決算、議案の事前説明の改善が必要。</li> </ul>	-
8 2 -	議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて分かり易く政策別又は事業別施策の説明と、その資料を作成するよう求めるものとする。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政策別又は事業別施策に対する町の説明が十分でない。</li> <li>○町に対し政策別又は事業別施策に対する町の説明資料の充実を求める。</li> </ul>	○町に対し、政策別又は事業別施策に対する説明資料の充実を求める。
9 1 -	第9条 法第96条第2項に規定する議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更については、その限りではない。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実行されている。</li> </ul>	-
9 1 1	那須町振興計画	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実行されている。</li> </ul>	-
9 1 2	那須町都市計画マスタープラン	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実行されている。</li> </ul>	-
9 1 3	那須町観光振興基本計画	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実行されている。</li> </ul>	-
9 1 4	那須町農業振興地域整備計画	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実行されている。</li> </ul>	-
9 1 5	那須町地域福祉計画	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実行されている。</li> </ul>	-
9 1 6	那須町環境基本計画	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実行されている。</li> </ul>	-
9 1 7	那須町教育大綱	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実行されている。</li> </ul>	-
9 2 -	前項に掲げるもののほか、議会が必要と認めるもの。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町計画の策定については、事前に議会運営委員会で審査することとしている。</li> </ul>	-
10 -	議会は、二元代表制の主旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多い少いは別にして、必要な予算の確保には努めている。</li> <li>○政務調査費がなく、研修費や旅費が不足している。</li> <li>○研修費等を充実化させるため、大学教授やマニフェスト研究所、学識経験者など外部講師を招くための議会研修費の充実が必要。</li> <li>○政務調査費に必要性について調査研究を進める。</li> <li>○研修費の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政務調査費に必要性について調査研究を進める。</li> <li>○研修費の充実を図る。</li> </ul>

条	項	号	条文	評価	取組状況と課題	今後の対策
11	1	-	議会は、議員による言論の府であることを十分に認識し、議長は議員相互の討議が積極的に行われるよう努めるものとする。	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在、取組中であり、議員間討議の意図も浸透しつつある。</li> <li>○各議員が基本条例に基づいた行動をとる必要がある。</li> </ul>	○議員の活動原則（条例第3条）に基づく各議員の活動を徹底するとともに、議員間の討議が活発に行われるよう会議進行に努める。
11	2	-	議会は、議案となる事項について審議する過程において、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員会としては合意形成が図られたが、議会全体として合意形成に至らない案件もあった。</li> <li>○合意形成がある程度はかられている。</li> <li>○R4.4.26予算審査特別委員会でも合意形成を図り決議書を提出した。</li> <li>○議員間討議の充実を図る。</li> <li>○那須町議会議員間討議実施要綱の周知を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議員討議実施要綱に基づく議員間討議を活性化するため、同要綱の適切な運用に心がける。特に討議開始がスムーズに行われるよう運用に心がける。</li> <li>○委員会でもしっかりと議員間討議を行う。（再掲）</li> </ul>
11	3	-	議員は、前項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政策提言や委員会意見書の提出を行った。</li> <li>○ケアラー条例支援条例を提案した。</li> <li>○政策提言ができているのか課題。</li> <li>○自由討議の結果を意見として出している。少しであるが、自由討議の成果。</li> <li>○政策について議長から町長へ提出しているが、議案として出すこと検討してはどうか。政策提言も議会の場で出すのもより公式なのではないか。</li> <li>○政策”立案”まで持っていく必要がある。那須塩原市で行っていたと思う。</li> <li>○委員会代表質問の成果として、少しであるが動いている。一年前とだいぶ違う。</li> <li>○政策提言のためには、事務局体制の充実が必要。</li> <li>○議員が自分たちでできることは自分たちで実施している市町村がある。今後、考えていく必要がある。</li> <li>○政策提言が本物ではない。もっと充実を図る。</li> <li>○政策、提言、立案はまだ十分ではないので、政策、提言、立案の充実を図っていく。</li> <li>○政策立案は大きな役割の一つ。積極的な、政策、条例、意見等の議案の提出に努力する。</li> <li>○基本的な考えは議会が出して、事務局が補完する形となっており、事務局との役割分担のバランスがとれている。</li> </ul>	○政策立案は大きな役割の一つであることから、積極的な、政策、条例、意見等の議案の提出に努める。

条項号	条文	評価	取組状況と課題	今後の対策
12	- 議員の政治倫理に関しては、那須町議会議員の政治倫理に関する条例(平成14年条例第32号)の定めるところによる。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町民全体の代表者として、品位や名誉を損なうことはなかった。</li> <li>○その判断は議員個人に任されている。当選時に説明を受けている。</li> <li>○条例に基づいて行動されているか検証が必要。同条例の見直しの検討も必要。</li> <li>○政治倫理に関しては、定めを守っていると思う。</li> <li>○政治倫理に従うとなっているが、その判断は当人に任されている。</li> <li>○個人が判断してとなっているが、検証は必要かと思う。</li> <li>○除名はできるはず。</li> <li>○倫理条例の趣旨を再認識するとともに、条例の見直しに努める。</li> <li>○自己評価をしている議会もあるが極端な例。</li> <li>○今の議員は、倫理条例が守られていると思う。</li> <li>○倫理条例を各議員が認識しておく必要がある。よく理解し、個人で判断して行動する。</li> <li>○定期的に研修会、講習会、勉強会を開催する。</li> <li>○適宜見直しも検討する。</li> </ul>	○那須町議会議員の政治倫理に関する条例を各議員がよく理解したうえで各個人で判断して行動する。
13	1 - この条例は、議会運営に関する最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する他の条例及び規則等を制定してはならない。	-	※検証しない。	-
13	2 - 議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃及び解釈に当っては、最高規範であるこの条例に定める事項との整合性を図らなければならない。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成25年に議会基本条例を制定した際に、当時の他の例規と整合性は図られているものと思われる。検証した形跡がないが、その後に制定改廃された例規も基本的には議会基本条例と整合性がとられているものと思われる。</li> <li>○整合性が図られているかどうかを確認することが課題。</li> <li>○整合性が図られているか検証する。</li> </ul>	○他の条例、規則等の制定、改廃及び解釈に整合性が図られているか検証する。
14	1 - 議員定数に関しては、那須町議会の議員の定数を定める条例(平成14年条例第16号)の定めるところによる。	-	○前回(R元)の改選時に定数を見直している。	-
14	2 - 議員定数を改正するに当たっては、行財政改革の視点に立った上で、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用する。	-	○案件なし。	-

条	項	号	条文	評価	取組状況と課題	今後の対策
14	3	-	議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して議員が議長に提出する。	-	○案件なし。	-
15	1	-	議員報酬に関しては、那須町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第7号)の定めるところによる。	A	○課題・問題点はなく見直しには取り組んでいないが、議員報酬については検討が必要。	-
15	2	-	議員報酬を改正するに当たっては、行財政改革の視点に立った上で、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用する。	A	○課題・問題点はなく見直しには取り組んでいないが、議員報酬については検討が必要。	-
15	3	-	議員報酬を改正する議案を提出するに当たっては、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して議員が議長に提出する。	A	○案件なし。	-
16	1	-	議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を図るため、議員自らが自己研さんに努めるとともに、専門知識の習得や先進事例の調査研究など幅広い研究機会を設ける。	C	○議員研修はできていない。ZOOMなどを利用してコロナ禍でも機会を増やす取り組みが必要。 ○実態を把握するため執行部からの研修の活発化が必要。 ○十分かどうかは別として所管課による勉強会や先進地区の勉強は実施している。 ○先進地区との関わりを持つことが大切。研修機会の増加・拡充が必要。 ○議会研究費の確保・充実に努める。	○議会研究費の確保・充実に努める。
16	2	-	議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるために、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修会を行わなければならない。	A	○当選時の研修で理念について説明しているが浸透していない。 ○3年前にやったと思うが、定期的な研修会の開催が必要。	-

条項号	条文	評価	取組状況と課題	今後の対策
17 1	- 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会及び町政への関心を高めるよう議会広報活動の充実強化に努めるものとする。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報モニターの意見を参考に広報誌の充実に努めた。</li> <li>○町HPで周知、実施しているが、新聞には掲載されていない。</li> <li>○広く周知するため、議会だよりで、委員会が関係する意見交換会などをHPで周知するなど必要では。</li> <li>○SNSなどを利用し各議員が情報を発信する必要がある。</li> <li>○ツールはHPやSNSで周知を強化するとともに、各議員が地域等で口頭でHPなどを見てもらうよう知らせるしかないかと思う。</li> <li>○議員見聞録で情報収集している。</li> <li>○広報誌がアプリでプッシュ式で見られるようになった。</li> <li>○多様な広報手段を活用を検討する。</li> <li>○ランキングでも情報公開は低い。</li> <li>○町HPの記事の載せ方についても検討が必要。</li> <li>○先進自治体の例を参考に足りない部分について検証する。</li> </ul>	-
17 2	- 議会は、町政に関わる重要な情報を議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会だよりで、委員会活動を通じて町政情報をわかりやすく周知するよう努めた。</li> <li>○議会だよりで発信されている。議会だよりは表彰されるほど。</li> <li>○広報委員会を各常任委員会が利用してほしい。広報委員会へ情報をあげていただくことも必要。</li> <li>○議会だよりに民文の活動を掲載している。</li> <li>○委員会の中継されておらず、議事録も公開されていない。</li> <li>○陳情者に対しては、理由を付けて報告するようになったので前進している。</li> <li>○本会議は録画中継されているが、委員会は公開されていない。</li> <li>○議会だよりが現在PDFでしか見られない。アプリを入れることなく簡単にみられような広報紙にする。</li> <li>○委員会のライブ中継を行う。</li> <li>○先進自治体の例を参考に足りない部分について検証する。</li> </ul>	○先進自治体の例を参考に足りない部分について検証する。
18 1	- 議会は、議会活動に資する参考書等(以下「議会図書」という。)の整備を図り、これを議会及び議員活動の利活用の便に供する。	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不十分である。</li> <li>○議員が使わないのも課題。</li> <li>○IT時代に図書が必要かどうか。</li> <li>○議会図書室の整備及び適正な管理を行う。</li> </ul>	○議会図書室の整備及び適正な管理を行う。

条	項	号	条文	評価	取組状況と課題	今後の対策
18	2	-	2 議会図書は、議会事務局が適切な管理を行う。	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不十分である。</li> <li>○図書リストが必要。</li> <li>○IT時代に図書が必要かどうか。</li> <li>○議会図書室の整備及び適正な管理を行う。</li> </ul>	○議会図書室の整備及び適正な管理を行う。
19	-	-	議長は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化及び組織体制の整備を図るよう努めるものとする。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会活動に対する事務局機能の充実は願い以上に図られている。</li> <li>○今後も事務局機能が継続して図られていく体制づくりに努める。</li> </ul>	-
20	1	-	議会は、社会情勢の変化等を踏まえつつ、分権時代における地方議会のあり方を常に検証し、不断の議会改革を更に推し進めるよう努めるものとする。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会改革は取り組んでいる。さらに先進事例の研究が必要。マニフェスト研究所の診断など。</li> <li>○かなり進んだが、先があるのでそれに向けた取り組みが必要。</li> <li>○議員研修（江藤氏）やマニフェスト研究所の診断等により、町議会改革の取組状況を検証を検討する。</li> <li>○先進事例（同規模市町村）の研究を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議員研修（江藤氏）やマニフェスト研究所の診断等により、町議会改革の取組状況の検証を検討する。</li> <li>○議会改革における先進事例（同規模市町村）の研究を進める。</li> </ul>
20	2	-	議会は、議会運営委員会等において検証の結果、制度の改善が必要と判断した場合は、速やかに適切な措置を講じなければならない。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在、実施している。</li> <li>○検証後には、再度、基本条例の見直しも必要。</li> <li>○現在実施中。取り組みを進める。</li> </ul>	○現在実施中。取り組みを進める。
20	3	-	議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかを検証し、必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在、実施している。</li> <li>○検証後には、検証を踏まえて更に見直しを図ることが必要。</li> <li>○現在実施中。取り組みを進める。</li> </ul>	○現在実施中。取り組みを進める。
20	4	-	議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由及び背景等を詳細に説明しなければならない。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町民に対して詳細に説明しているとは言えない。議員に対しては、一定の説明をしている。</li> <li>○基本条例について、主要なところは、広報などで説明が必要。</li> </ul>	-